

最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明

愛媛地方最低賃金審議会は、本年8月5日、平成28年度の愛媛県最低賃金を時間額21円引き上げて717円とするという答申を行った。これにより愛媛県における最低賃金が初めて700円を超えたものであるが、以下に述べるとおり、依然として十分な金額とはいえず大幅な引き上げの必要性は高い。

まず、717円という金額では、フルタイム（1日8時間、週40時間、年間52週）で働いても、月収約12万4000円、年収約149万円にしかならず、労働者が経済的に心配なく暮らせる水準には程遠い。先進諸外国の最低賃金と比較しても、フランスは9.67ユーロ（約1219円）、イギリスは7.2ポンド（25歳以上。約1151円）、ドイツは8.5ユーロ（約1071円）であり、アメリカでも、15ドル（約1688円）への引上げを決めたニューヨーク州やカリフォルニア州をはじめ最低賃金を大幅に引き上げる動きが広がっているのに対し、日本の最低賃金はなお低い水準にとどまっている（円換算は平成28年4月上旬の為替レートで計算）。

さらに、日本国内における最低賃金の地域間格差が依然として大きいことも問題である。本年度の東京都の最低賃金は、932円とするとの答申がなされており、愛媛県の最低賃金との差は215円にもなる。これは、昨年度の差額である211円よりも大きく、格差是正どころか格差が拡大する結果となっている。また、大都市のみならず同じ四国の香川県についても、本年度の最低賃金を23円引き上げて742円とするという答申がなされ、愛媛県との差は25円に広がった。これは、1日当たり200円の差を生じさせ、年間で4万円以上の収入格差を生じさせるものである。このような格差は、都市部や県外への人口流出による労働供給の減少に拍車をかけるものであり、直ちに是正されるべきである。

最低賃金周辺の賃金水準で働く労働者層の中心は非正規雇用である。非正規雇用は、全雇用労働者の4割にまで増加し、特に、女性の割合が多く、若年層で急増しており、しかも、家計の補助ではなく、主に自らの収入で家計を維持する必要のある非正規労働者が大きく増加した。貧困率が過去最悪の16.1パーセントにまで悪化し、女性や若者など全世代で深刻化している貧困問題を解決し、また、男女賃金格差を解消するためにも、最低賃金の大幅な底上げが図られなければならない。

政府は、平成27年11月、最低賃金を毎年3パーセント程度引き上げ、全国加重平均が1000円程度となることを目指すとの方針を示したが、方針どおり、毎年3パーセントずつ引き上げたとしても、愛媛の最低賃金が1000円に達するには10年以上かかる。その間、上記の地域間格差はさらに広がって行く。

以上のような状況を踏まえれば、愛媛地方最低賃金審議会は、今後、地域間の賃金格差を是正し、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保するためにも、中央最低賃金審議会の答申に過度に縛られることなく大幅な賃金引き上げを図るべきである。

以 上

2016（平成28）年9月23日

愛媛弁護士会

会長 宮 部 高 至

